

町では、さまざまな移住定住に関する支援を行っています。「ふるさとに帰りたいけど不安な面がある」「住むところは？」など、皆さんの悩みや相談事をサポートします。

【問合せ先】 役場企画政策課（電話 72-0332）

□ 若年層の結婚を応援する。

【仲人支援補助金】

若年者の出会いと結婚を仲介した人に、成果報酬型の補助金を交付します。

※若年者…婚姻届を提出した年度の4月1日時点で39歳以下の人

対象者：仲人を務めた人
補助額：成婚1組につき10万円
注意事項：仲人を務めた人、結婚した人それぞれに要件があります。また、婚姻届の提出から1年が経過すると対象外となります。詳しくは役場企画政策課までご連絡ください。

□ 気軽に日野町へ帰省しよう。

【日野町出身学生帰省支援補助金】

日野町出身で町外に住みながら大学や専門学校等の学校に通う学生が、お盆や年末年始などに一時的に帰省する際の費用の一部を補助します。

※申請は1人につき1回限りです。
※帰省される前に、役場企画政策課までご連絡ください。申請書類を事前にお渡しします。帰省後、経費の領収書の写しなどの提出が必要です。大切に保管しておいていただくをお願いします。

対象者：次のすべてに該当する人
①町内のいずれかの学校または保育所を卒業・卒園した人
②帰省先の実家などが町内にある人
③現在町外に住みながら学校などに通っている人
④「日野町ふるさと住民票」に新たに登録する人
⑤日野町アプリを使用している人
※対象者の父母や祖父母が代わりに申請も可能
対象経費：①鉄道・バス・航空機・船舶など公共交通機関の運賃②自家用車を利用する場合、高速道路の料金（ガソリン代は対象外）
補助額：居住地から日野町までの帰省にかかる経費の10/10（帰省時の片道分：上限2万円）

□ 町外で働く場合も安心。

【移住者通勤費支援補助金】

町外の勤務先に通勤する場合の通勤費を補助します。（計5年間）

対象者：移住者
補助額：通勤距離、勤務先から支給される交通費の額などをもとに所定の計算式で計算した額。4年目以降はその額の1/2（上限2万円/月）

□ 子どもたちの未来を応援。

【あゆ奨学金】

申請者が町外から移住した児童・生徒の保護者である場合、返還不要の奨学金を支給します。（移住から3年を経過する年度末まで）

対象者：移住者かつ日野学園または日野高校に通う児童・生徒と同居する保護者
補助額：児童・生徒1人につき月額1万円

□ 東京圏⇒日野町へ。

【移住支援金】

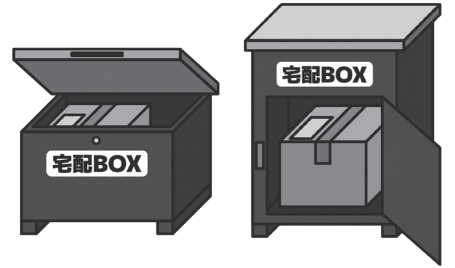
東京圏からの移住者に、支援金を交付します。

対象者：直近5年以上、東京23区に居住していたまたは東京圏（離島等条件不利地域を除く）から23区内に通勤していた移住者で、県指定の企業に就職し、3カ月以上勤務した人および県の補助を受けて起業した人
注意事項：申請日が転入から1年未満

★その他、移住・定住促進住宅整備費補助金、空き家家財道具等処分費補助金など、詳しくは役場企画政策課までお問い合わせください。



宅配ボックス 購入・設置費用の一部を補助します



この補助金は、住宅に宅配ボックス設置を推進することで再配達によって発生する温室効果ガスを削減、あわせて運送業者の負担軽減を図ることを目的としています。

- 対象期間： 令和8年5月8日～令和9年2月26日の間に購入したものが対象
- 補助対象者： 日野町内にお住まいで住民登録のある世帯のうち、これまでにこの補助金を受けていない人（世帯）
- 補助額： 購入された宅配ボックス等の本体、設置・固定に要した費用（送料を除く）の1/2を補助（上限10,000円） ※1世帯に1個限り
- 補助対象物： ①縦・横・高さの3辺の長さの合計が100cmの物品を収納することができるもの
②耐久性を備え、ワイヤー・アンカー等の盗難防止のための器具で固定されたもの
③購入日時点で新品のもの（フリマアプリ等で購入、個人間で売買したものは除く）
④宅配ボックス、宅配受取用袋で「宅配ボックス」等の名称が明記されているもの
- 補助申請： 次の①～③を提出してください。
①交付申請書兼実績報告書
②補助対象物の領収証の写し（令和8年5月8日～令和9年2月26日の日付の領収証が対象）
③設置後の補助対象物がわかる写真
④補助金交付請求書
- 申請締切： 令和9年2月26日（金）まで



◀ 《日野町ホームページ》交付申請書はこちらからダウンロードできます。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

※補助金を利用して購入をお考えの方は、予算状況をお問い合わせのうえ購入をお願いします。

【問合せ先】 役場企画政策課（電話 72-0332）

《日野町介護保険事業計画等策定委員会兼日野町地域包括支援センター運営協議会》 被保険者代表委員を公募します

町介護保険事業計画は、介護保険の各サービスの利用見込みやそれを確保するための施策について、3年ごとに定めることとしており、今年度は第10期計画（令和9～11年度）策定の年になっています。

介護保険事業計画をより適正で良質なものにするため、また、地域包括支援センターの運営状況等について、広く関係者のご意見を伺うために、介護保険被保険者を代表する委員を次のとおり募集します。

- 応募資格： ①日野町介護保険の被保険者の人 ②平日の日中の会議に出席が可能な人
- 募集人数：3人 ●任期：3年
- 応募方法： 7月27日（月）までに、応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参・郵送・メールなどで、役場健康福祉課へ提出してください。なお、応募用紙は役場健康福祉課および役場黒坂支所に備え付けてあるほか、町ホームページでもダウンロードできます。
- 選考方法： 応募多数の場合は、提出された応募書類をもとに選考します。

【問合せ先】 役場健康福祉課（電話 72-0334）